

☆ 法定外公共物の道路位置指定に係る承諾について

【事前協議】

- (1) この申請を提出される前に、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路位置指定について、必ず建築指導課(建築指導係)と事前協議を行った後に協議して下さい。
- (2) 事前協議に係る協議録を作成し、本申請の際に都市整備部土地管理係へ提出して下さい。

【道路位置指定に係る承諾申請書の提出】

- (1) 申請者が、道路位置指定をする道路に法定外公共物を含めて申請するときは、市有財産道路位置指定承諾申請書(様式第 18 号)を提出してください。また、この申請は建築基準法施行令第 144 条の 4 及び島根県道路位置指定基準を満たしている場合に限り申請できるものとします。
なお、添付書類及び添付図面並びに提出部数は次のとおりです。

ア. 添付書類

- (ア) 道路位置指定同意書 ・ 隣接者同意(様式第 20 号) ・ 利害関係人(様式第 21 号)
- (イ) 境界確定確認書(写)*必要に応じ隣接者の同意書又は筆界確認書(写)
- (ウ) 土地登記事項要約書又は全部事項証明書
- (エ) 土地調書

イ. 添付図面

- (ア) 位置図
- (イ) 案内図
- (ウ) 公図(写)*複数にわたる場合は集合図
- (エ) 実測(現況)平面図
- (オ) 計画平面図
- (カ) 実測(現況・計画)縦横断面図*変化点毎に作成
- (キ) 現況写真及び写真方向図

ウ. 提出部数

1部(ただし、土地対策課が指示した場合はその部数)

(2) 注意事項

ア. 隣接地所有者の同意(様式第 20 号)

- (ア) 申請する法定外公共物に隣接する全ての土地(点で接する土地を含む)の所有者。
- (イ) 登記名義人が死亡している場合は、原則として相続人全員。
- (ウ) 共有地の場合は、原則として共有者全員。
- (エ) 同意書には道路位置指定に係る承諾を受けようとする財産(法定外公共物)の所在及び形状等が特定できる実測(現況)平面図又は丈量図、実測(現況・計画)縦横断面図等をこの同意書に添付し、同意者の割印を押印してください。なお、添付図面は標準着色凡例に従って着色したものとする。

イ. 利害関係人(様式第 39 号)

(ア) 用途廃止する財産及び代替財産が存する地区の区長又は自治会長。

(イ) 水路の場合は、水利組合長、土木委員又は土地改良区の長等の利害関係人。

(ウ) 同意書には道路位置指定に係る承諾を受けようとする財産(法定外公共物)の所在及び形状等が特定できる実測(現況)平面図又は丈量図、実測(現況・計画)縦横断面図等をこの同意書に添付し、同意者の割印を押印してください。なお、添付図面は標準着色凡例に従って着色したものとする。

ウ. 申請人、隣接・付近土地所有者及び利害関係人の同意

同意者の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付してください。申請者の印鑑は認印でも可とします。また、住所が登記事項要約書の住所と一致していること。不一致の場合は、住民票等で住所移転が確認できるものを添付してください。

エ. 不同意の場合の取り扱い

申請者が道路位置指定に係る承諾について、隣接所有者(相続が生じている場合は相続人全員)及び利害関係人の同意を得ることができない場合は、原則として承諾することはできません。

オ. 道路位置指定承諾後の道路に破損等があったときには、申請者及び利用者の負担により直ちに必要な措置を講じなければならないものとします。

カ. 道路位置指定承諾後の道路に工事・形状変更・占用等を行う場合は、事前に普通河川道路行為(変更)(普通河川道路管理条例様式第 1 号)の許可を得てください。

キ. 申請書の記入方法

用途変更申請書の記入例を参考に、該当する個人又は法人用の様式により提出してください。

【道路位置指定承諾書】

市有財産(法定外公共物)の道路位置指定の承諾に向けて、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路位置指定について、建築指導課(建築指導係)との事前協議を終え、「市有財産道路位置指定承諾申請書」が提出された場合は、松江市法定外公共物に関する事務処理規定に基づき道路位置指定の可否について決裁を回付し、その結果を申請者(代行者)に市有財産道路位置指定承諾通知書(様式第 19 号)により通知します。なお、この通知の結果により道路位置指定の承諾が決定するものであり、財産管理する土地対策課との事前協議で決定するものではありません。

【問い合わせ先】

市有財産の道路位置指定承諾申請について、ご不明な点がございましたら都市整備部土地対策課土地管理係にご相談ください。

松江市末次町 86 番地 松江市都市整備部 土地対策課土地管理係 TEL 0852-55-5362